

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 エネルギー価格・物価高騰の影響等がある中で、県内企業の体質強化に向け、円安を契機として、アニマル・スピリッツをもち、新たに海外への販路拡大等に挑戦する県内企業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助事業の対象となる者は、次に掲げる事項のすべてを満たす者（以下、「補助事業対象者」という。）とする。

- (1) 広島県内に事業所を有する企業等であること
- (2) アニマル・スピリッツをもち、リスクを取って積極的に事業展開していく意欲を有する企業等であること
- (3) 補助対象期間内に、発注・納入・検収・支払等の全ての手続きが完了する事業であること
- (4) 補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後60日以内に、当該補助事業における状況を県に報告すること

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、事業の実施に当たって伴走者を置くことを必須とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる資料

(交付の決定)

第5条 知事は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金の交付を申請した者に速やかに通知するものとする。

(交付の条件)

- 第6条 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更がある場合については、この限りではない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業計画中止（廃止）申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 補助事業の完了期限は、令和6年1月30日までとする。
 - 4 補助事業が期限内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - 5 知事は、第1項及び第2項の規定による変更又は中止（廃止）の申請を受理したときは、変更内容を審査し、第4条の規定による交付決定を変更することができる。

(実績報告)

- 第7条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了期限である令和6年1月30日のいずれか早い日とする。
- 2 前項の補助事業実績報告書には、当該報告書に指定する書類のほか、別記様式第7号による請求書を添付しなければならない。
 - 3 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 支出内容及び支出金額が確認できる書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
 - 4 補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後60日以内に、別記様式第7号により、当該補助事業における状況を県に報告すること

(補助金の額の確定等)

- 第8条 知事は、前条第1項の規定による報告書の提出があつたときは、提出された書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認する。
- 2 知事は、前条第2項の規定による報告書の提出があつたときは、提出された書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定する。

(補助金の交付)

第9条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金請求書（別記様式第8号）による。

（交付決定の取消し等）

第10条 知事は、第6条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（1）補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4）交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を命ずるものとする。

（帳簿等の保存期間）

第11条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

（財産の管理）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、財産等管理台帳（別記様式第9号）を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める耐用年数の期間とする。

2 規則第22条第2号及び第3号の規定により知事が定めるものは、1件当たりの取得価格が50万円以上の財産とする。

3 補助事業者は、前項に該当する財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

4 補助事業者は、前項により承認を受けて財産の処分を行ったときは、財産処分報告書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

5 前項の財産の処分により、補助事業者に収入があるときは、知事は、その収入の全部又は一部の納入を命ずることができる。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月11日から施行し、令和5年5月11日から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	補 助 対 象 経 費	補助率及び補助金の上限額
海外への販路拡大等にあたり必要となる費用	① 謝金 ② 旅費 ③ 借損料 ④ 通訳・翻訳費 ⑤ 資料購入費 ⑥ 通信運搬費 ⑦ 広報費 ⑧ マーケティング調査費 ⑨ 産業財産権等取得等費 ⑩ 展示会等出展費（展示会等出展に伴う会場借料、備品費、商品搬送費、倉庫保管料及び保険料を含む。） ⑪ 雑役務費 ⑫ 講座受講料 ⑬ 原材料等費 ⑭ 機械装置等費 ⑮ 設計・デザイン費 ⑯ 委託・外注費	2/3以内 上限6百万円

広島県知事様

住所

事業者名

代表者

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付申請書

このことについて、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

補助事業に要する経費 金 円

補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1のとおり）
- (2) 収支予算書（別紙2のとおり）
- (3) 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- (4) 直近3ヶ年分の決算書
- (5) その他参考となる資料

【申請担当者情報】

部署名：

担当者：

電話：

電子メール：

別紙1

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業計画書

1 事業の概要

(1) 事業名

(2) 事業の目的

(3) 実施内容

(4) スケジュール

(5) 売上計画

	1年目	2年目	3年目
事業に係る想定売上高			

※補助事業が完了した日の属する会計年度を1年目とする

2 補助対象経費等

(単位：円)

補助事業	補助事業に要する経費	補助対象経費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
合計					

3 実施期間

(1) 開始予定年月日 令和 年 月 日

(2) 完了予定年月日 令和 年 月 日

※補助事業の完了期限は、令和6年1月30日までとする。

4 伴走者

事業者名（担当者名）	
住所・電話番号・メールアドレス	
伴走者の役割	

※伴走者として有償の役務提供をしている者は、補助事業者になれない場合がある。

※補助事業の完了期限は、令和6年1月30日までとする。

別紙2

収支予算書

(事業名：)

収 入		支 出	
費 目	金額 (円)	費 目	金額 (円)
補助金の額			
合 計		合 計	

（補助事業者の名称） 様

広島県知事

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったアニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金については、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号。以下「交付規則」という。）第4条第1項の規定に基づき次のとおり交付することに決定したので、交付規則第6条の規定に基づき通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、令和 年 月 日付けアニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

3 交付の条件

（1）次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。

ア 補助事業の経費の配分を変更する場合（軽微な変更を除く）

イ 補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

（2）補助事業の完了期限は、令和6年1月30日までとする。

（3）補助事業が期限内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

広島県知事様

住所

事業者名

代表者

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった補助事業について、次のとおり計画を変更したいので、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、承認を申請します。

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更後の事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額（変更前及び変更後）

（単位：円）

補助事業	補助事業に要する経費	補助対象経費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
	【変更前】				
	【変更後】				
【増減】					

- 4 その他参考となる資料

広島県知事様

住所

事業者名

代表者

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業計画中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、承認を申請します。

- 1 中止（廃止）事項及びその内容
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 その他参考となる資料

（補助事業者の名称） 様

広島県知事

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業計画変更決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったアニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業の計画変更（中止・廃止）を承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更する。

1 補助金の交付の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、令和 年 月 日付けアニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業計画変更承認申請書に記載のとおりとする。

2 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

3 交付の条件等

第6号様式（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

住 所

事業者名

代表者

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けたアニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業に係る実績報告について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額及び実績報告額

(1) 補助金交付決定額 円

(2) 補助金実績報告額 円

2 添付書類

(1) 事業実施報告書（別紙1のとおり）

(2) 収支決算書（別紙2のとおり）

(3) 支出内容及び支出金額が確認できる書類

(4) その他参考となる資料

別紙1

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業実施報告書

1 事業実施結果概要

(1) 事業名

(2) 実施内容

(3) 実施効果

(4) 伴走者の支援実績

2 補助対象経費等

(単位：円)

補助事業	補助事業に要する経費	補助対象経費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
合計					

3 実施期間

(1) 開始年月日 令和 年 月 日

(2) 完了年月日 令和 年 月 日

※補助事業の完了期限は、令和6年1月30日までとする。

別紙2

収支決算書

(補助事業：)

収 入		支 出	
費 目	金額 (円)	費 目	金額 (円)
補助金の額			
合 計		合 計	

第7号様式（第7条第4項関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

住 所

事業者名

代表者

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業状況書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けたアニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業に係る状況について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助事業名：		
年度	概要	補助事業に係る売上高
1年目(令和〇年〇月決算期)		
2年目(令和〇年〇月決算期)		
3年目(令和〇年〇月決算期)		

第8号様式（第8条第2項関係）

第 号
令和 年 月 日

広島県知事様

住所
名称
代表者

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金請求書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けたこの事業について、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求額 金 円

<振り込み先>

銀行名 :

支店名 :

口座区分 :

口座番号 :

口座名義 :

(フリガナ) :

第 10 号様式（第 12 条第 3 項関係）

第 号
令和 年 月 日

広島県知事様

住所
名称
代表者

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けたこの事業について、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 額	
処 分 理 由	
備 考	

広島県知事様

住所
名称
代表者

アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金財産処分報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けたこの事業について、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第 12 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 額	
処 分 理 由	
備 考	